

○弔慰金見舞金規程

平成28年 9月17日制定

平成29年10月21日改正

弔慰金見舞金規程

(目的)

第1条 この規程は、日吉台共有施設管理組合の理事、監事、諮問委員、事務職員又はその家族に対する弔慰金及び見舞金の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(弔慰金及び見舞金の支給範囲)

第2条 弔意金及び見舞金を支給する場合は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 弔慰金 本人、配偶者又は本人と同居している1親等の親族・姻族が死亡したとき

(2) 傷病見舞金 本人が傷病により7日以上入院した場合

(支給金額)

第3条 前条に規定する弔慰金及び見舞金の支給金額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 弔慰金 30,000円 本人以外 10,000円

(2) 傷病見舞金 10,000円

業務上の傷病 30,000円

(その他の弔慰金)

第4条 組合に貢献のあった者で理事長が弔意を表すことが相当であると認めた場合は、弔慰金として10,000円を支給することができる。

2 前項の規定により弔慰金を支給した場合は、理事長は直近の理事会にその旨報告するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成29年11月1日以前の慶弔見舞金の支給については、なお従前の例による。